

「第1部～フリーランスの実態、新法制定の経緯と趣旨」

【スライド 0：表紙】

**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)**

第1部 フリーランスの実態、新法制定の経緯と趣旨
第2部 法律の概要①(対象となる当事者・取引)
第3部 法律の概要②(取引の適正化)
第4部 法律の概要③(就業環境の整備)
第5部 法律の概要④(規制内容のまとめ・違反行為への対応)

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

この動画は、令和5年5月に公布された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、つまり、フリーランスの取引について定めた新しい法律について、5部構成で説明しています。

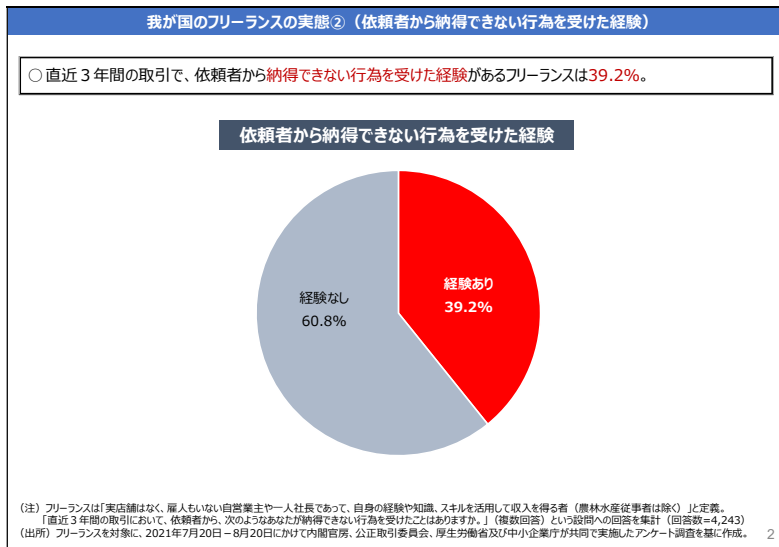
第1部では、フリーランスの実態とこの法律が制定された経緯と趣旨を紹介します。第2部から第4部ではこの法律の概要と規制内容について説明します。最後の第5部では、この法律の規制内容のまとめと違反行為への対応などについて説明します。

この法律は、令和6年の秋頃までに施行する予定です。

法律の施行に向けて、フリーランスに業務を委託する発注者の皆さまだけでなく、フリーランスの皆さまに知っておいていただきたい内容です。是非御覧ください。

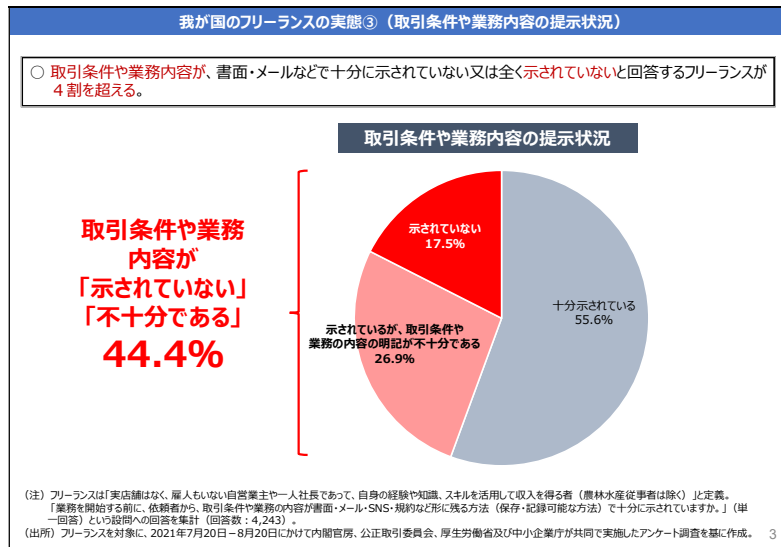
それでは、第1部を始めます。

【スライド2：我が国のフリーランスの実態②依頼者から納得できない行為を受けた経験】



このように多種多様な業界でフリーランスの方が活躍している状況ですが、2021年に実施したアンケート調査では、フリーランスの約4割の方が、一方的なキャンセルや報酬の不払いのトラブルなど、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるという実態にあります。

【スライド3：我が国のフリーランスの実態③取引条件や業務内容の提示状況】



また、同じアンケート調査では、4割を超えるフリーランスの方が、取引条件や業務内容が、書面やメールなどで十分に示されていない、又は全く示されていないという実態も明らかになっています。

また、フリーランスの方からの相談窓口として設置されているフリーランス・トラブル110番には、これらの取引上のトラブルのほか、発注事業者からのパワハラやセクハラに関する相談も寄せられています。

【スライド4：本法律の趣旨・目的】

本法律の趣旨・目的	
背景	<ul style="list-style-type: none">➢ 近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が普及。特に、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方の普及（いわゆるギグワーカー、クラウドワーカー等）。➢ フリーランスを含む多様な働き方を、それぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。➢ 一方で、実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著になる。 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">• 実態調査（令和3年 内閣官房ほか）では、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。• フリーランス・トラブル110番では、報酬の支払いに関する相談が多く寄せられているほか、ハラスメントなど就業環境に関する相談も寄せられている。
問題の要因	<ul style="list-style-type: none">➢ 一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがある。➢ 例えば、①従業員がいない受注事業者は時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすい、②発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多い、といった事情があり、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなる等の形で現れ得る。 <p>⇒ 「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。</p>
本法律での対応	<ul style="list-style-type: none">➢ 事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける。➢ それによって、フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る。

このように、近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスの方が取引先との関係で様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

問題が生じている要因としては、一人の個人として業務委託を受けているフリーランスの方と、組織として事業を行っている発注事業者の間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことが挙げられます。

例えば、個人で業務を行うフリーランスの方は、時間や労力などの制約から事業規模が小さく取引先の数も限られているために新しい取引先を見つけることが簡単ではなく、特定の取引先に依存することになりやすいという特性があると考えられます。また、業務委託という取引形態は、発注事業者の指定した業務が完了するまで報酬が支払われないことが多いという事情もあり、フリーランスの方は、発注事業者から仕事を受ける場合、報酬額等の取引条件の決定などの場面で、弱い立場に置かれやすい特性もあると考えられます。

このため、個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴う個人であるフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスとの業務委託取引について、業種横断的に共通する最低限のルールを設けるために、この法律は作られました。

この法律の目的は、一人の個人として業務委託を受けるフリーランスを対象として、取引の適正化を図ること、ハラスメント防止などの就業環境の整備を図ることの2つです。

【スライド5：本法律制定の経緯】

本法律制定の経緯	
年月	主な経緯
2020. 7	「成長戦略実行計画」閣議決定 ・政府として一体的に、フリーランスの保護ルールの整備（「実効性のあるガイドラインの策定」「立法的対応の検討」等）を行う
2020. 11	厚労省・中企庁・公取委、フリーランス・トラブル110番を設置
2021. 3	「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定
2021. 6	「成長戦略実行計画」閣議決定 ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討
2021. 11	「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」 ・フリーランス保護のための新法を早期に国会に提出する
2022. 6	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」閣議決定 ・取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する
2022. 9	「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集
2023. 2	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」閣議決定、国会提出
2023. 4	同法案の国会審議 可決 成立
2023. 5	同法案の公布（令和5年法律第25号）

ここまで、最近のフリーランスの実態と実際に生じている問題、そしてこの法律が制定された背景について説明しましたが、法律制定までの主な経緯はこちらのとおりです。

第1部はこれで終了となります。ここまで御視聴いただきありがとうございました。

この新法の概要については、第2部で対象となる当事者・取引について、第3部で取引の適正化に係る規制内容について、そして第4部では就業環境の整備の義務について説明していますので、是非御覧ください。

「第2部～法律の概要①（対象となる当事者・取引）～」

【スライド6：表紙】

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

第2部
～法律の概要①（対象となる当事者・取引）～

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

第2部では、この法律の対象となる当事者と取引について説明します。

【スライド7：本法律の趣旨・概要等】

本法律の趣旨・概要等	
<p>趣旨</p> <p>我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。</p>	
<p>概要</p> <p>1. 対象となる当事者・取引の定義</p> <p>(1) 「特定受託事業者」は、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。【第2条第1項】</p> <p>(2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。【第2条第2項】</p> <p>(3) 「業務委託」は、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。【第2条第3項】</p> <p>(4) 「特定業務委託事業者」は、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。【第2条第6項】</p> <p>※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。</p>	
<p>2. 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。【第3条】</p> <p>※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。</p> <p>(2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払を受ける期日から30日以内）【第4条】</p> <p>(3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。【第5条】</p> <p>① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を拒否すること</p> <p>② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること</p> <p>③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと</p> <p>④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること</p> <p>⑤ 正当な理由なく自己指定する物の購入・役務の利用を強制すること</p> <p>⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること</p> <p>⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること</p>	<p>3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。【第12条】</p> <p>(2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの、以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。【第13条】</p> <p>(3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。【第14条】</p> <p>(4) 継続的業務委託を中途解除する場合には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。【第16条】</p>
<p>4. 違反した場合等の対応</p> <p>公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、警告徴収・立入検査、報告、公表、命令をすることができるものとする。【第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条】</p> <p>※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。【第24条、第25条】</p>	
<p>5. 国が行う相談対応等の取組</p> <p>国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。【第21条】</p>	
<p>施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	

ここでは、この法律の概要と法律上の定義について説明します。

まず、この法律の対象となる当事者と取引です。

(1) の「特定受託事業者」、これがこの法律の対象となるフリーランスのことです。

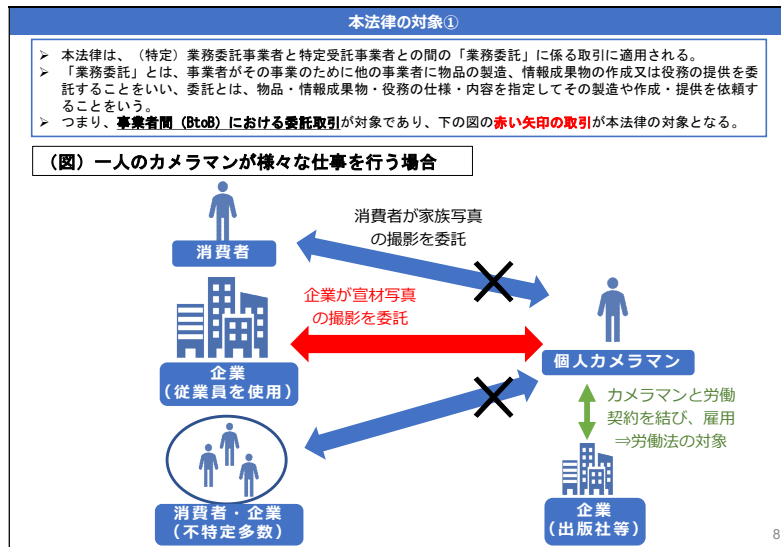
「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものと定義されていますが、これは、一人で仕事を受けて業務を行っている方ということになります。

次に(4)の「特定業務委託事業者」、つまり業務を委託する側の発注事業者の定義です。「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものと定義されていますが、これは、組織として事業を行っていることを示す定義となっています。

次に、この法律の規制の内容です。詳しくは後ほど条文ごとに説明しますが、この法律は、左側の「2. 特定受託事業者に係る取引の適正化」と、右側の「3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備」の大きく2つで構成されています。左側の「特定受託事業者に係る取引の適正化」については第3部で、右側の「特定受託業務従事者の就業環境の整備」については第4部でそれぞれ概要を説明しています。

右側下の「4. 違反した場合等の対応」は、違反行為に対する調査や行政処分などの対応です。取引の適正化については中小企業庁と協力しながら公正取引委員会が中心となって対応し、就業環境の整備については厚生労働省が中心となって対応します。詳しくは第5部で説明しています。

【スライド8：本法律の対象①】



それでは、この法律の対象となる取引の考え方について説明します。

この法律は、事業者間取引、つまりBtoBにおける業務委託が対象となります。特定受託事業者であるフリーランスの方の取引について、取引の相手方が事業者なのか、消費者なのか、そして、取引の内容が業務委託なのかという点を踏まえて、この法律の対象となるのかが決まります。

では、具体的に、個人カメラマンを例に説明します。

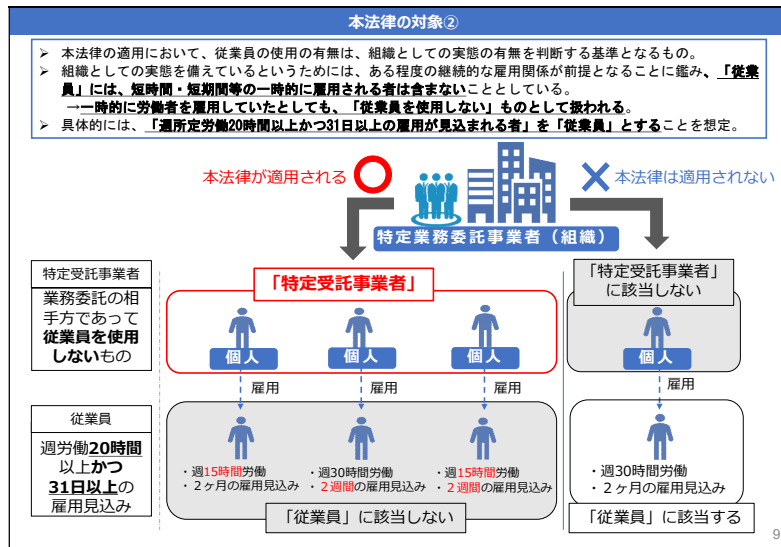
この赤い矢印の例は、企業が宣伝用の写真撮影をフリーランスである個人カメラマンに依頼する場合です。これは、取引の相手方が事業者であり、取引の内容も業務委託のため、この法律の対象となります。

このBtoBにおける業務委託には、フリーランスの方がフリーランスの方に業務委託をする場合も含まれます。

一方、この左上に向かう矢印の例は、一般家庭から家族写真の撮影を依頼される場合です。これは、取引の内容としては業務委託ですが、発注者が事業者ではなく消費者であるため、BtoBではなくBtoCとなりますので、この法律の対象外となります。

次に左下に向かう矢印の例ですが、これは、カメラマンが自作の写真集をネットなどで販売するような場合です。これは、取引先に事業者も含まれる取引ですが、業務委託ではなく、単なる商品の販売行為になるため、こちらもこの法律の対象外となります。

【スライド9：本法律の対象②】



次に、この法律の対象となるフリーランス、「特定受託事業者」の定義について説明します。

「特定受託事業者」の定義は、従業員を使用しないものとなっています。この法律は事業者間取引における組織対個人の交渉力などの格差に着目した規制のため、組織であるかどうかは、ある程度の継続的な雇用関係が前提になってきます。

このため、短時間、短期間のような一時的に雇用される者は、組織としての実態を備えていることにはならず、従業員には含まれないという整理をしています。具体的には、左下の枠内に記載していますが、雇用保険の対象者の範囲を参考に、現状では、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる方」をフリーランスの方が雇用している場合には、この法律における従業員を使用していることに該当することになると想定しています。

この従業員の考え方については、今後、ガイドラインなどで明らかにしていく予定です。

ここまで、この法律の対象となる当事者と取引について説明しました。第3部では、取引の適正化に係る規制内容について説明していますので、是非御覧ください。

「第3部～法律の概要②（取引の適正化）～」

【スライド10：表紙】

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

第3部
～法律の概要②（取引の適正化）～

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

第3部では、この法律の概要として、取引の適正化に係る規制内容について説明します。

【スライド 11：本法律の趣旨・概要等（再掲）】

本法律の趣旨・概要等	
趣旨	我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。
概要	
1. 対象となる当事者・取引の定義	<p>(1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて従業員を使用しないものをいう。【第2条第1項】</p> <p>(2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。【第2条第2項】</p> <p>(3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。【第2条第3項】</p> <p>(4) 「特定受託業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であつて、従業員を使用するものをいう。【第2条第6項】</p> <p>※「従業員」とは、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。</p>
2. 特定受託事業者に係る取引の適正化	<p>特定受託業務委託事業者は、</p> <p>(1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。【第3条】</p> <p>※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。</p> <p>(2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）【第4条】</p> <p>(3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。【第5条】</p> <p>① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を拒否すること</p> <p>② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること</p> <p>③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと</p> <p>④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること</p> <p>⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること</p> <p>⑥ 自己の専断で金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること</p> <p>⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること</p>
3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備	<p>特定受託業務委託事業者は、</p> <p>(1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。【第12条】</p> <p>(2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの、以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。【第13条】</p> <p>(3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。【第14条】</p> <p>(4) 継続的業務委託を中途解除する場合には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。【第16条】</p>
4. 違反した場合等の対応	<p>公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定受託業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、警告、勧告、公表、命令をすることができるものとする。【第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条】</p> <p>※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。【第24条、第25条】</p>
5. 国が行う相談対応等の取組	<p>国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。【第21条】</p>
施行期日	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

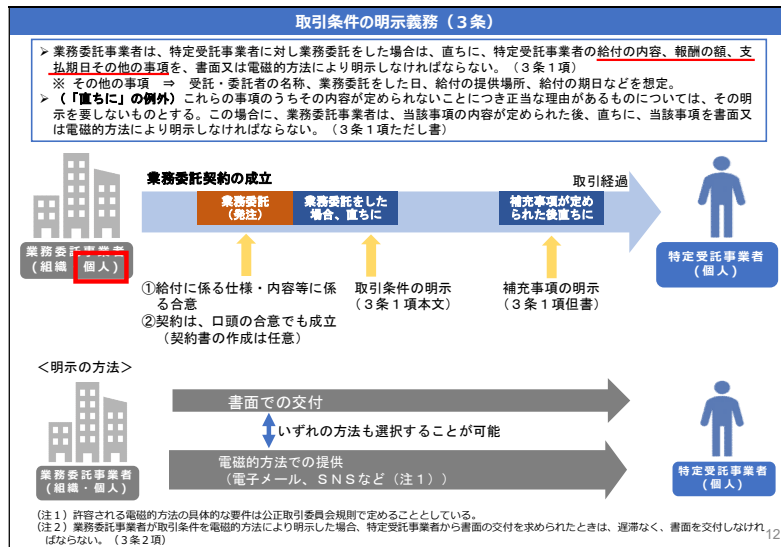
第3部で説明する内容はこちらです。

赤枠で囲まれている、「特定受託事業者に係る取引の適正化」について説明します。取引の適正化に係る規制は、法律の第3条から第5条で規定されており、特定受託事業者、つまりフリーランスの方に業務委託をする発注事業者が守らなければならないルールを定めているものです。

第3条は取引条件を明示する義務、第4条は期日までに報酬を支払う義務、第5条は発注事業者が行ってはならないフリーランスに対する禁止行為です。

これからそれぞれの内容を順に御説明します。

【スライド 12：取引条件の明示義務（第3条）】



まずは、第3条の取引条件の明示義務です。

3条では、発注事業者が、フリーランス、つまり特定受託事業者に業務委託をした場合には、直ちに取引条件の内容などを書面又はメールなどの電磁的方法によって明示する義務を定めています。

明示しなければならない取引条件は、業務の内容、報酬の額、支払期日、その他の事項となっています。その他の事項については、上の枠内の米印で記載しているとおり、受託者・委託者の名称、業務委託をした日、給付の期日などを想定しており、業種横断的に必要となる共通事項を、公正取引委員会の規則で定めることとしています。

また、フリーランスの方が関わる取引では、メールなどの電磁的方法での発注が浸透していることも踏まえて、この法律では、発注事業者が取引条件を明示する方法として、書面での交付か、メールなどの電磁的方法による提供のいずれかを発注事業者が選択できることとしています。ただし、スマートフォンなどの電子機器の扱いに不慣れな方など、電子機器で取引条件の確認をすることが難しいフリーランスの方に配慮する観点から、当初メールなどで取引条件の明示を受けたものの、後になってフリーランスの方が書面の交付を希望した場合は、発注事業者は改めて書面で取引条件を明示する必要があります。

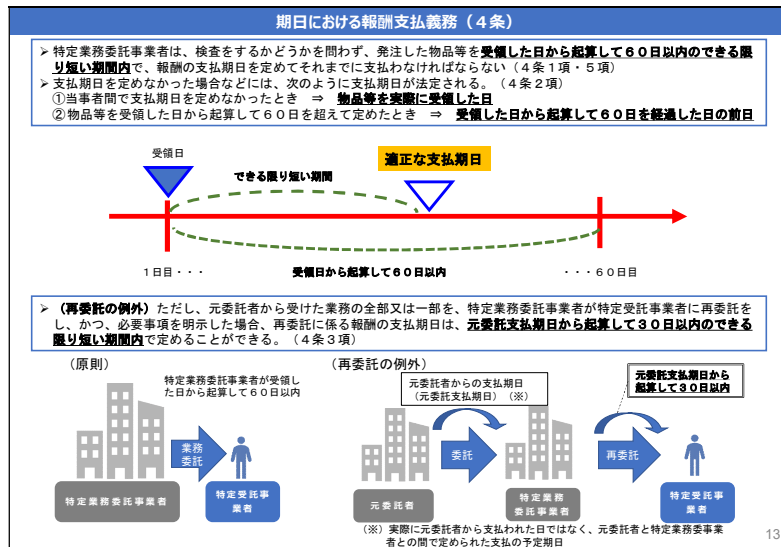
この取引条件の明示義務について、注意していただきたいことがあります。ここに注目してください。

この業務委託事業者に「個人」が含まれているということです。つまり、この取引条件の明示は、フリーランスの方が発注者になる場合にも課される義務になります。

取引条件の明示は、取引上の基本的なことであるとともに、発注事業者と受注事業者の

双方が取引条件を確認することで取引トラブルの未然防止になるため、双方のメリットにつながります。そのため、組織とフリーランスの間の取引だけではなく、フリーランスとフリーランスの間の取引でも、この義務の適用対象になっているのです。

【スライド 13：期日における報酬支払義務（第4条）】



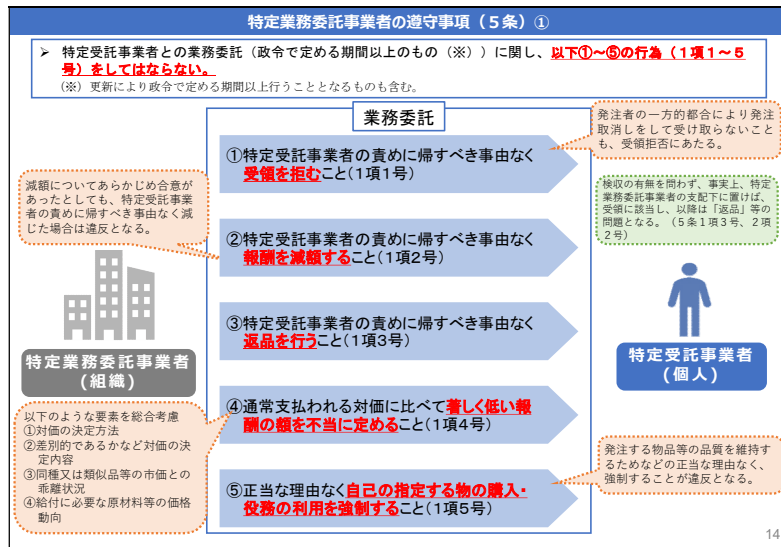
次に、第4条の期日における報酬支払義務です。

これは、発注事業者は、フリーランスに対して発注した物品を受領した日、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で報酬の支払期日を定めるとともに、その期日までに報酬を支払う義務を負うものです。これは、2021年に内閣官房が行ったアンケート調査において、フリーランス取引の9割で60日以内の支払いが達成されていること、また、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を定めた下請法という法律でも、下請事業者に対する支払期日が60日以内となっていることを踏まえて、この法律でも60日以内の報酬の支払義務を規定しているものです。

次に、中段の青い枠「再委託の例外」をご覧ください。これは、発注事業者が他の事業者、元委託事業者から委託された業務をフリーランスに再委託する場合には、再委託であることを明示するなどの一定の条件を満たせば、60日以内の支払ではなく、元委託事業者から発注事業者に対する報酬の支払期日から30日以内に、フリーランスに対して報酬を支払うことができるという例外を定めているものです。

このような例外規定が設けられた趣旨は、例えば、完成後に一括して報酬が支払われる長期の大きなプロジェクトの一部を、中小規模の事業者が受注し、それをフリーランスに再委託する場合、発注事業者である中小規模の事業者としては、自らが報酬を受領するよりも前にフリーランスへの報酬を先に支払うことは事業経営上の負担が大きいということがあります。

【スライド 14：特定業務委託事業者の遵守事項（5条）①】



続いて、第5条の特定業務委託事業者の遵守事項です。下請法で定めている禁止行為を参考に、7つの禁止事項を規定しています。

まず1つ目は、フリーランスに責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。

発注事業者の一方的な都合によるキャンセルもこの受領拒否に当たります。

2つ目は、フリーランスに責任がないのに、発注時に決定した報酬を、発注後に減額することです。

当事者間で減額についてあらかじめ合意があったとしても、フリーランス側に責任がない場合には、この禁止事項に該当します。

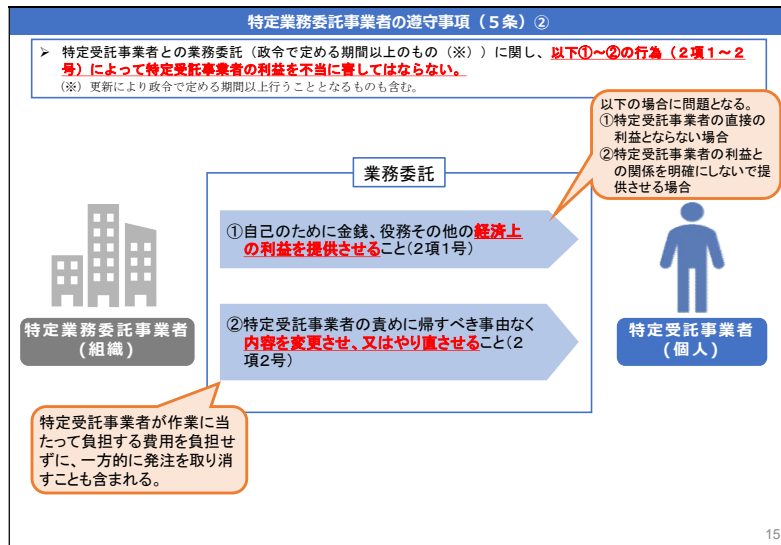
3つ目は、フリーランスに責任がないにもかかわらず、発注した物品等を受領後に返品することです。

4つ目は、いわゆる買ったたきで、通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めることです。

この買ったたきに該当するかどうかは、発注事業者とフリーランスとの間で、報酬に関して十分な協議が行われたかどうか、同種又は類似の商品、役務などとの価格の比較、必要な原材料等の価格動向などを総合的に考慮して判断することになります。

5つ目は、不当な購入・利用強制です。フリーランスに発注する物品・役務の品質を維持するためなどの正当な理由がないにもかかわらず、発注事業者が指定する、業務に関連のない製品やサービス、保険、リース商品などの購入・利用をフリーランスに対して強制することです。

【スライド 15：特定業務委託事業者の遵守事項（5条）②】



6つ目は、発注事業者が自己のためにフリーランスに金銭やサービスその他の経済上の利益を不当に提供させることです。これは、協賛金の提供や、配送業務を請け負っている方に倉庫の整理作業を無償で、追加して行わせるような要請を行うことが想定されます。

7つ目は、不当な給付内容の変更や、やり直しです。フリーランスに責任がないにもかかわらず、発注内容の変更を行った場合に、フリーランスが作業に要した費用を発注事業者が負担することなく、不当なやり直しを行わせることです。

ここまで、第5条で規定されている7つの禁止事項について説明しました。

この第5条の禁止事項は、取引関係が長くなるほど発注事業者への経済的な依存関係が生じやすくなり、受注者であるフリーランスが不利益な行為を受けやすくなるという実態があること、一方で、中小規模の事業者を含む発注事業者に対して、規制による過度な負担が生じないようにするという観点から、政令で定める期間以上行われる業務委託のみが適用対象となっています。政令で定める期間は現在検討を行っています。

【スライド 16：本法律の規制内容の概要】



それでは、この第3部で御説明してきた取引の適正化に係る規制内容と規制の対象者について確認しましょう。義務項目のうち④から⑦は第4部の就業環境の整備義務で説明していますので、ここでは、①から③の義務項目について確認します。

まず、フリーランスである特定受託事業者と、組織として事業を行っている、つまり従業員を使用している発注事業者との取引です。この場合の取引では、①の書面等による取引条件の明示義務と②の報酬支払期日の設定と支払義務があります。①の書面等による取引条件の明示義務は、フリーランスに対して業務委託をした場合、直ちに業務の内容、報酬の額などの取引条件を書面又はメール等によって明示しなければならないという義務です。そして、②の報酬支払期日の設定と支払は、フリーランスに対して業務委託をした場合、発注事業者は、フリーランスに対して発注した物品を受領した日から起算して60日以内で報酬の支払期日を定めるとともに、その期日までに報酬を支払わなければならないという義務です。

いま説明した、フリーランスと、組織として事業を行っている発注事業者との取引のうち、一定の期間以上行われる取引の場合には、先ほどの2つの義務に加えて、③の受領拒否、返品、不当なやり直しなどの7つの禁止事項も課されます。

そして最後に、フリーランスとフリーランスの取引にも義務があることを忘れないようにしてください。

フリーランスの方がフリーランスに業務委託する場合、発注側のフリーランスの方は、書面等で取引条件を明示する義務がありますので御注意ください。

これで第3部は終了となります。第4部では、就業環境の整備義務について説明していますので、是非御覧ください。

「第4部～フリーランス新法の概要②（就業環境の整備）～」

【スライド17：表紙】

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

第4部
～法律の概要③（就業環境の整備）～

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

第4部では、就業環境の整備に関する規制内容について説明します。

【スライド 18：本法律の趣旨・概要等（再掲）】

本法律の趣旨・概要等	
<p>趣旨</p> <p>我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。</p>	
<p>概要</p> <p>1. 対象となる当事者・取引の定義</p> <p>(1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。【第2条第1項】</p> <p>(2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。【第2条第2項】</p> <p>(3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。【第2条第3項】</p> <p>(4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。【第2条第6項】</p> <p>※「従業員」とは、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。</p>	
<p>2. 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。【第3条】</p> <p>※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うことについても同様とする。</p> <p>(2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）【第4条】</p> <p>(3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。【第5条】</p> <p>① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく業務を拒否すること</p> <p>② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること</p> <p>③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返金を行うこと</p> <p>④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること</p> <p>⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること</p> <p>⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること</p> <p>⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること</p>	<p>3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備</p> <p>特定業務委託事業者は、</p> <p>(1) 広告等により募集情報を提供するときには、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。【第12条】</p> <p>(2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの、以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。【第13条】</p> <p>(3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。【第14条】</p> <p>(4) 継続的業務委託を中途解除する場合には、原則として、中途解除日等30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。【第16条】</p>
<p>5. 国が行う相談対応等の取組</p> <p>国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。【第21条】</p>	<p>4. 違反した場合等の対応</p> <p>公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、警告、命令、公表、命令をすることができるものとする。【第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条】</p> <p>※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。【第24条、第25条】</p>
<p>施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	18

第4部で説明する内容はこちらです。

赤枠で囲まれている、「特定受託業務従事者の就業環境の整備」について説明します。

就業環境の整備に関する規制は、法律の第12条から第16条で規定されており、特定受託事業者、つまりフリーランスに業務委託をする発注事業者が守らなければならないルールを定めているものです。

第12条は募集情報を的確に表示する義務、第13条は育児介護等と業務の両立をするための配慮義務、第14条はハラスメント対策に係る体制整備の義務、第16条は中途解除をする場合や契約を更新しない場合の事前予告義務です。

これからそれぞれの内容を順に御説明します。

【スライド 19：募集情報の的確表示義務（第 12 条）】

募集情報の的確表示義務（12条）

> 広告等に掲載された募集情報と実際の取引条件が異なることにより、**特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で取引条件に関するトラブルが生じたり、特定受託事業者がより希望に沿った別の取引をする機会を失ってしまうのを防ぐことを目的とする規定。**

> 特定業務委託事業者は、**広告等（※1）**により、**特定受託事業者の募集情報（※2）**を提供するときは、当該情報について、

- ・**虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、**（12条 1 項）
- ・**正確かつ最新の内容に保たなければならない。**（12条 2 項）

(※ 1) 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法
 (※ 2) 業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。政令で定める事項として、「委託者の情報に関する事項」「報酬に関する事項」「給付の場所や期間・時期に関する事項」等を想定。

法違反となる例（広告等を活用して提供される募集情報）

- ・ 意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示する。（虚偽表示）
- ・ 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で募集を行う。（虚偽表示）
- ・ 報酬額の表示が、あくまで一例であるにもかかわらず、その旨を記載せず、当該報酬が確約されているかのように表示する。（誤解を生じさせる表示）
- ・ 既に募集を終了しているにもかかわらず、削除せず表示し続ける。（古い情報の表示）

法違反とならない例

- ・ 当事者の合意に基づき、広告等に掲載した募集情報から実際に契約する際の取引条件を変更する

特定業務委託事業者 → 特定個人 / 特定受託事業者 (注)
 法が適用されない → 特定個人との交渉において提示される募集情報

(注) 契約締結前の者（業務委託が行われることにより、特定受託事業者になり得る者）を指す。

19

まずは、第 12 条の募集情報の的確表示義務です。

これは、発注事業者が、広告等により、フリーランスに対する業務委託の募集情報を提供するときは、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない、ということを決めています。

この義務は、発注事業者が、不特定多数のフリーランスを募集する場合に適用されます。そのため、下の図のグレーの部分にあるとおり、特定のフリーランスとの交渉において提示される募集情報は対象になりません。

法違反となる例と法違反にならない例などの具体的な内容は、今後、厚生労働大臣が定める指針として示すこととされていますが、赤矢印の枠内で参考例を示しています。例えば、意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示することは虚偽表示に当たり、法違反となります。一方、当事者の合意に基づき、広告等に掲載した募集情報から実際に契約する際の取引条件を変更することは、法違反とはなりません。

【スライド 20：育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第 13 条）】

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）

- ▶ 特定受託事業者の多様な希望や働き方に応じて、特定業務委託事業者が柔軟に配慮を行うことにより、特定受託事業者が、育児介護等（※1）と両立しながら、その有する能力を発揮しつつ業務を継続できる環境を整備することを目的とする規定。
- ▶ 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託（※2）**について、**特定受託事業者からの申出に応じて（※3）、特定受託事業者が育児介護等（※1）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。**（13条1項）（※4）
- ▶ 配慮の内容として、例えば、「妊婦検診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにしたりする」といった対応が考えられる。（※5）

（※1） 妊娠、出産を含む。
 （※2） 政令で定める期間以上の期間行う業務委託のこと。更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。
 （※3） 特定業務委託事業者が取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではない。
 （※4） 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託以外の業務委託について**、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、**必要な配慮をするよう努めなければならない。**（13条2項）
 （※5） 具体的な配慮の考え方や対応の具体例については、本法律15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化する。

（注） この配慮義務では、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じることを求めるものであり、申出の内容を必ず実現することまでを求めるものではないことに留意が必要。

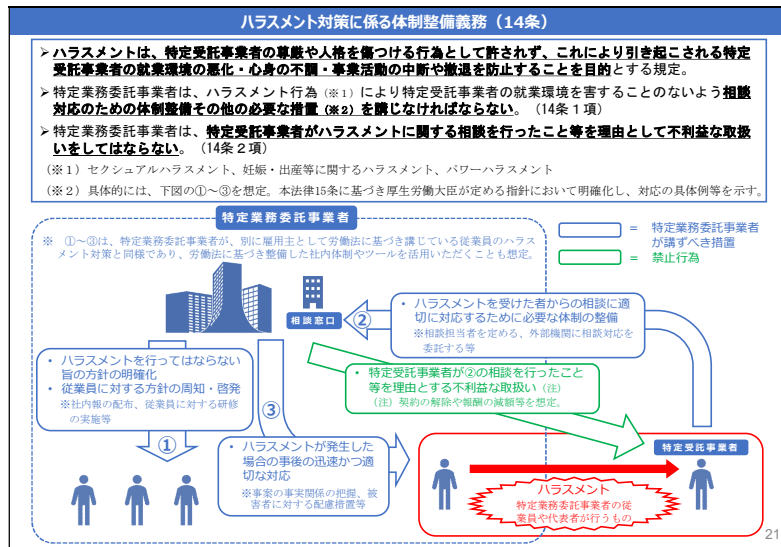
次に、第 13 条の育児介護等と業務の両立に対する配慮義務です。

これは、妊娠、出産、育児、介護等と業務を両立できるよう、継続的業務委託の契約を締結しているフリーランスからの申出があった場合には、発注事業者は、必要な配慮をしなければならない、というものです。

なお、継続的業務委託とは、一定の期間以上行われる業務委託を言います。この期間については今後定める予定となっています。

配慮の内容については、今後、厚生労働大臣が定める指針として示すこととされていますが、例えば、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにしたりする」といった対応が想定されます。ただし、資料の一番下の（注）にあるとおり、この配慮義務は、フリーランスの申出に応じて、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じることを発注事業者に求めるものであり、申出の内容を必ず実現することまでを求めるものではないことに留意していただければと思います。

【スライド 21：ハラスメント対策に係る体制整備義務（第 14 条）】



続いて、第 14 条のハラスメント対策に係る体制整備義務です。

これは、ハラスメント行為によりフリーランスの就業環境を害することのないよう、発注事業者は、相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない、ということを決めています。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならないこととされています。ここでいうハラスメント行為には、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントが含まれます。

発注事業者に求められる相談対応のための体制整備の内容は、今後、厚生労働大臣が定める指針として示すこととされていますが、図の①～③の3つを想定しています。1つ目が、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と、従業員に対する方針の周知・啓発、2つ目が、ハラスメントを受けた者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備、3つ目が、ハラスメントが発生した場合の事後の迅速かつ適切な対応です。

以上の3つについては、発注事業者が雇用主として労働法に基づき講じている従業員のハラスメント対策と同様ですので、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用いただくことも想定しているところです。

【スライド 22：中途解除等の事前予告義務（第 16 条）】

中途解除等の事前予告義務（16条）

- ▶ 一定期間継続する取引において、特定業務委託事業者からの契約の中途解除や不更新を特定受託事業者に予め知らせ、特定受託事業者が次の取引に円滑に移行できるようにすることを目的とする規定。
- ▶ 特定業務委託事業者は、継続的業務委託（※1）を中途解除したり、更新しないことしようとする場合には、特定受託事業者に対し、少なくとも30日前までに、その旨を予告しなければならない。（16条1項）（※2）
- ▶ 予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。（16条2項）（※3）

（※1） 政令で定める期間以上の期間行う業務委託のこと。更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。
 （※2） 災害により業務委託の実施が困難になったため予告ができない場合や、特定受託事業者に契約不履行や不適切な行為があり業務委託を継続できない場合など、厚生労働省令で定める場合は予告を要しない。
 （※3） 理由を開示することにより第三者の利益を害するおそれがある場合など、厚生労働省令で定める場合は理由の開示を要しない。

→ = 継続的業務委託
→ = その他の業務委託

(1) 当初から継続的業務委託に該当する契約
 (2) 更新により継続的業務委託に該当することとなる契約

※更新により継続的業務委託に該当することとなるため、この契約から解除・不更新の予告が必要となる。

22

最後に、第 16 条の中途解除等の事前予告義務です。

これは、一定期間継続する取引を途中で解除する場合や更新しない場合には、フリーランスに対し、少なくとも 30 日前までに、その旨を予告しなければならない、という義務です。また、その事前予告の日から契約満了までの間に、フリーランスが契約の中途解除や不更新の理由の開示を求めた場合には、発注事業者はその理由を開示しなければなりません。

これらの事前予告や理由開示が不要となる例外事由については、今後、定めることとしています。

この第 16 条については、先ほどの育児介護等に対する配慮と同様に継続的業務委託、つまり一定の期間以上行われる業務委託が対象になります。この期間については、今後定める予定となっています。この継続的業務委託については、図の（1）のとおり、当初から一定の期間以上の契約を締結している場合に加え、（2）のとおり、契約の更新によって一定の期間以上となる場合も含まれますので留意が必要です。

【スライド 23：本法律の規制内容の概要】



それでは、この第4部で御説明してきた就業環境の整備に関する規制内容と規制の対象者について確認しましょう。義務項目のうち①から③は第3部の取引適正化に係る規制で説明していますので、ここでは、④から⑦の義務項目について確認します。

まず、フリーランスである特定受託事業者と、組織として事業を行っている、つまり従業員を使用している発注事業者との取引では、④の募集情報の的確表示義務と、⑥のハラスメントに係る体制整備義務があります。

④は、発注事業者が、広告等により、フリーランスに対する業務委託の募集情報を出す際には、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない、という義務です。

⑥は、発注事業者は、パワハラやセクハラ、マタハラといったハラスメント行為によりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない、という義務です。

さらに、いま説明した、フリーランスと、組織として事業を行っている発注事業者との取引のうち、一定の期間以上行われる取引の場合には、先ほどの④と⑥の2つの義務に加えて、⑤の育児介護等と業務の両立に対する配慮義務と、⑦の中途解除等の事前予告義務があります。

⑤は、発注事業者は、妊娠、出産、育児、介護等と業務を両立できるよう、一定期間継続する契約を締結しているフリーランスからの申出があった場合には、必要な配慮をしなければならない、という義務です。

⑦は、発注事業者は、一定期間継続する取引を中途解除する場合や更新しない場合に

は、フリーランスに対し、少なくとも30日前までに、その旨を予告しなければならず、フリーランスから契約の中途解除や不更新の理由の開示を求められた場合には、その理由を開示しなければならない、という義務です。

これで第4部は終了となります。第5部では、この法律の規制内容をまとめて御説明する他、法律に違反する行為があった場合の対応と、フリーランスの方向けの相談窓口についても御説明していますので、是非御覧ください。

「第5部～法律の概要④（規制内容のまとめ・違反行為への対応等）～」

【スライド 24：表紙】

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

第5部
～法律の概要④（規制内容のまとめ・違反行為への対応等）～

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

第5部では、まず、この法律の規制内容についてまとめて確認します。その後、この法律に違反する行為があった場合の対応と、フリーランスの方向けの相談窓口について御紹介します。

【スライド 25：本法律の規制内容の概要】



この法律の規制内容については、第3部で取引の適正化、第4部で就業環境の整備について説明しました。ここでは、これまで第3部と第4部で説明した規制、つまり発注事業者に課せられた義務の内容と、その対象者について確認します。

この表に記載されているとおり、義務は全部で7つありますが、発注事業者が従業員を使用しているかどうか、また、取引の期間によって、発注事業者に課せられる義務が異なりますので、それぞれ確認していきましょう。

まず、フリーランスである特定受託事業者と、組織として事業を行っている、つまり従業員を使用している発注事業者との取引です。この場合の取引では、発注事業者には4つの義務があります。まず1つ目は、①の書面等による取引条件の明示義務です。これは、フリーランスに対して業務委託をした場合、直ちに業務の内容、報酬の額などの取引条件を書面又はメール等によって明示しなければならないという義務です。2つ目は、②の報酬支払期日の設定と支払です。これは、フリーランスに対して業務委託をした場合、発注事業者は、フリーランスに対して発注した物品を受領した日から起算して60日以内で報酬の支払期日を定めるとともに、その期日までに報酬を支払わなければならないという義務です。3つ目は、④の募集情報の的確表示義務です。これは、広告などでフリーランスに対する業務委託の募集情報を出す際には、虚偽の表示や誤解を生じさせるような表示をしてはならず、また、正確かつ最新の情報に保たなければならないという義務です。そして4つ目は、⑥のハラスメントに係る体制整備義務です。これは、フリーランスの方に対してパワハラやセクハラ、マタハラといったハラスメント行為によりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない、

という義務です。

フリーランスと、組織として事業を行っている発注事業者との取引のうち、一定の期間以上行われる業務委託の場合には、先ほどの4つの義務に加えて、③、⑤、⑦の3つの義務が上乘せされます。

まず、③の禁止事項です。これは、発注事業者に対して、受領拒否、返品、不当なやり直しなどの7つの行為を禁止しています、次に⑤の育児介護等への配慮義務です。これは、フリーランスの方が、妊娠、出産、育児や介護などと両立して業務を行うことができるよう、発注事業者は、フリーランスの方から申し出があった場合には、必要な配慮をすることが義務付けられています。最後に、⑦の中途解除等の事前予告です。これは、発注事業者が契約を途中で解約しようとする場合や、更新しないという判断をする場合には、少なくとも解約の30日前までに予告しなければならないという義務です。さらに、契約を途中で解除する理由や更新しない理由の開示をフリーランスから求められた場合には、その理由を開示しなければなりません。

一定の期間以上行われる取引の場合、取引関係が長くなるほど発注事業者への経済的な依存関係が生じやすくなり、受注者であるフリーランスが不利益な行為を受けやすくなるという実態があるため、3つの義務が上乘せされています。

最後に、フリーランスとフリーランスの間の取引です。

フリーランスの方がフリーランスに業務委託する場合、発注側のフリーランスの方には、①の書面等による取引条件の明示義務がありますので、この点は十分御注意ください。

【スライド 26：違反行為への対応等】

違反行為への対応等

違反

違反行為を受けた特定受託事業者は、フリーランス・トラブル110番を経由するなどして、**公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に今後設置する窓口**に申告できる。

行政機関は、その内容に応じて、違反事業者に対し、以下の対応をとる。

- 報告徴収・立入検査
- 指導・助言
- 勧告
- 勧告に従わない場合の命令※・公表

※ 命令違反には50万円以下の罰金

- 特定業務委託事業者に以下の規律が課される。
 - 取引条件の明示義務（3条）
 - 報酬期日の設定と期日までの支払義務（4条）
 - 受領拒否・減額等の行為の禁止（5条）
 - 募集情報の的確表示義務（12条）
 - 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
 - ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
 - 中途解除等の事前予告義務（16条） など
- 特定受託事業者はフリーランス・トラブル110番を通じて、弁護士による相談対応や和解あっせんを受けることができる。
- フリーランス・トラブル110番については、次のスライドを参照。

※ なお、本法の適用対象とならない取引（消費者からの発注など）について、フリーランス・トラブル110番を通じて同様の支援が受けられる（相談対応・和解あっせん）。

26

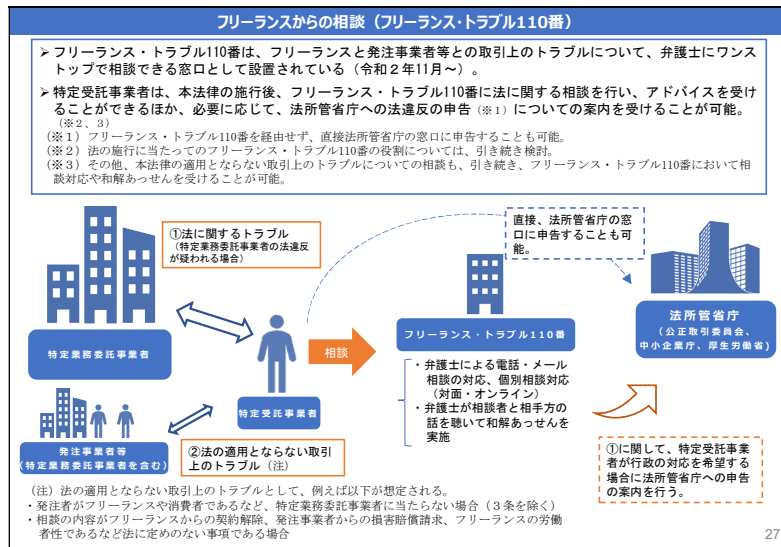
続いて、この法律に違反する行為があった場合の対応について御説明します。

先ほど説明したこの法律で発注事業者に課せられた義務に違反するような行為があった場合は、違反行為を受けたフリーランスの方は、この後御紹介するフリーランス・トラブル110番を経由するなどによって、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に今後設置する窓口で申告できるようになります。その申告の内容に応じて、行政機関は、報告徴収・立入検査といった調査を行い、発注事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表ができることとされています。

また、ここにあるとおり、フリーランスの方が行政機関の窓口で申告をした時に、発注事業者はそれを理由にフリーランスの方に対して、契約を解除する、今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

フリーランス・トラブル110番については、次のスライドで御紹介します。

【スライド 27：フリーランスからの相談（フリーランス・トラブル110番）】



このフリーランス・トラブル110番は、フリーランスの方と発注事業者とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として2020年11月から設置されている相談窓口です。フリーランス・トラブル110番では、①この法律に関するトラブルはもちろんのこと、②この法律の適用とされない取引上のトラブル、例えば、発注者が消費者である場合、又は相談内容がフリーランスからの契約解除や、発注事業者からの損害賠償請求などについても相談できる窓口になっています。窓口で相談が寄せられると、弁護士による電話やメール、対面・オンラインなどの個別相談対応、また、相談者と相手方の話を聞いて和解あっせんを実施する対応を行っています。

さらに、この法律の施行後は、相談者が行政機関の対応を希望される場合には、フリーランス・トラブル110番が、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省への申告の案内を行うことになっています。

これで第5部は終了です。この法律の規制内容について詳しく確認したい方は、是非第2部から第4部も御覧ください。

御視聴いただきありがとうございました。